



セカンドオピニオン

株式会社 群馬銀行

2026 年 9 月 11 日

第 6 回期限前償還条項付無担保社債 (サステナビリティボンド) 定期モニタリング

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：田中 麻実

格付投資情報センター(R&I)は群馬銀行の依頼に基づき、群馬銀行が 2021 年に策定した群馬銀行グループ「グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」に従って以下の債券の調達資金の充当やレポーティングを実施していることを確認した。なお定期モニタリングは資金調達者の依頼に基づき残高が存在する限り年 1 回実施する。

■評価対象

資金調達者	株式会社群馬銀行
債券名称	第 6 回期限前償還条項付無担保社債(サステナビリティボンド)
発行額	100 億円
発行日	2021 年 10 月 29 日
償還日	2031 年 10 月 29 日

1. 調達資金の使途

調達資金の使途はフレームワークに示された対象プロジェクトから選定されている。

■フレームワークに定めた資金使途（グリーン）

事業区分	対象プロジェクト
再生可能エネルギー	太陽光発電事業、バイオマス発電事業、水力発電所事業の対象発電設備の資産の賃貸、取得、建設、運転、施設拡張を含む、当該発電事業向け融資
エネルギー効率	LED 照明や空調設備の更新、建築物の改修等、エネルギー効率の向上に資する設備導入・改修向けの融資および支出
クリーンな輸送	電気自動車(EV)および燃料電池自動車(FCV)並びにそれを支えるインフラの購入・維持のための融資および支出
グリーンビルディング	国内において認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得済みまたは取得予定、もしくは以下の基準相当を満たす建築物の建設、購入または修繕のための融資 i. CASBEE: S、A ii. DBJ Green Building 認証: 5 つ星、4 つ星 iii. BELS: 5 つ星、4 つ星

■フレームワークに定めた資金使途（ソーシャル）

事業区分	対象プロジェクト
雇用の維持・創出	感染症(COVID-19 等)流行による社会経済的影響の軽減、感染症拡大防止等に資する融資
災害からの復興・復旧支援	震災や台風・豪雨等の災害による社会経済的被害からの復興、復旧に資する融資
地域経済の再生・持続支援	事業承継支援等の地域経済の再生・持続に資する融資
医療、福祉サービス支援	地域医療サービスの充実に資する医療関連融資や、障がい者支援・高齢化社会対応に係る福祉関連融資

2. レポーティング

レポーティングはフレームワークに基づいて実施されている。

(1) 資金充当状況

- 資金充当の状況は群馬銀行のウェブサイトの開示されている。資金使途に関して大きな状況の変化はない。

■フレームワークに定めた開示事項

- 適格プロジェクトのカテゴリー毎の充当額
- 未充当金額
- グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンド残高

■開示した内容

適格プロジェクトカテゴリー	充当金額	未充当金額
再生可能エネルギー	1,998 百万円	-
エネルギー効率	28 百万円	-
クリーンな輸送	6 百万円	-
雇用の維持・創出	2,542 百万円	-
災害からの復興・復旧支援	1,413 百万円	-
地域経済の再生・持続支援	1,705 百万円	-
医療、福祉サービス支援	2,254 百万円	-
合計	9,950 百万円	-

(2) 環境改善効果・社会的効果に係る指標

- 環境改善効果・社会的効果に係る指標は群馬銀行のウェブサイトの開示されている。

■フレームワークに定めた開示事項(グリーンプロジェクト)

適格プロジェクトカテゴリー	レポート項目
a. 再生可能エネルギー	CO ₂ 削減量合計値(I)+(II)+(III)
太陽光発電事業	CO ₂ 削減量 (I)
バイオマス発電事業	CO ₂ 削減量 (II)
水力発電事業	CO ₂ 削減量 (III)
b. エネルギー効率	CO ₂ 削減量
c. クリーンな輸送	CO ₂ 削減量
d. グリーンビルディング	・対象物件数 ・取得認証の種類 ・取得認証水準

■開示した内容(グリーンプロジェクト)

適格プロジェクトカテゴリー	レポート項目
a. 再生可能エネルギー	CO ₂ 削減量合計値(I)+(II)+(III): 4,124 t-CO ₂ /年
太陽光発電事業	CO ₂ 削減量 (I): 852 t-CO ₂ /年
バイオマス発電事業	CO ₂ 削減量 (II): — t-CO ₂ /年
水力発電事業	CO ₂ 削減量 (III): 3,271 t-CO ₂ /年
b. エネルギー効率	CO ₂ 削減量 38 t-CO ₂ /年
c. クリーンな輸送	CO ₂ 削減量 5 t-CO ₂ /年
グリーンプロジェクト計	CO ₂ 削減量合計値 4,167 t-CO ₂ /年

■フレームワークに定めた開示事項(ソーシャルプロジェクト)

適格プロジェクトカテゴリー	レポート項目
a. 雇用の維持・創出	・融資件数および融資金額 ・対象となる企業数、概算の従業員数
b. 災害からの復興・復旧支援	・融資件数および融資金額
c. 地域経済の再生・持続支援	・融資件数および融資金額 ・出資件数および出資金額
d. 医療、福祉サービス支援	＜医療サービス支援＞ ・融資件数および融資金額 ・(病院建設の場合)病床数 ＜福祉サービス支援＞ ・融資件数および融資金額 ・(居住型福祉施設建設の場合)居室数

■開示した内容(ソーシャルプロジェクト)

適格プロジェクトカテゴリー	レポート項目
a. 雇用の維持・創出	融資件数 535 件 融資金額 2,542 百万円 支援対象企業数 519 社 従業員数 7,517 人
b. 災害からの復興・復旧支援	融資件数 42 件 融資金額 1,413 百万円
c. 地域経済の再生・持続支援	融資件数 26 件 融資金額 1,705 百万円 出資件数、出資金額 該当なし
d. 医療、福祉サービス支援	＜医療サービス支援＞ 融資件数 91 件 融資金額 1,731 百万円 支援対象施設数 88 施設 ＜福祉サービス支援＞ 融資件数 17 件 融資金額 522 百万円 支援対象福祉施設の居室数 131 室

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。